

異物除去鉗子 T a l o n

再使用禁止

JUEF0021

【禁忌・禁止】

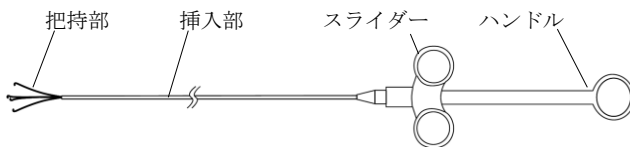
使用方法

- ・再使用禁止。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

(1) 本体



2. 原材料

把持部：ステンレス鋼

挿入部：ポリエチレン

3. 原理

ハンドルに対してスライダーを手元側にスライドさせることにより、把持部を挿入部に引き込み、組織または異物を把持、回収する。

【使用目的又は効果】

内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、人体の自然開口部を通じて組織又は異物の把持、回収に用いるものをいう。電気（高周波、電磁気、超音波、レーザーエネルギー等）を使用せずに作動する。本品は単回使用である。

【使用方法等】

以下の操作手順は、一例として示したものである。

1. 包装を開けて本品を取り出す。先端の把持部からチッププロテクターを外し、スライダーを操作する前に本体の巻きを解いておく。
2. ハンドルから赤い警告ラベルを剥がす。
3. 手元側端を一方の手で、挿入部の先端部分をもう一方の手で把持し、本体をU字型に垂らす。
4. この状態で把持部が挿入部の中に完全に引き込まれるまで、スライダーを手元側にスライドさせる（図1）。

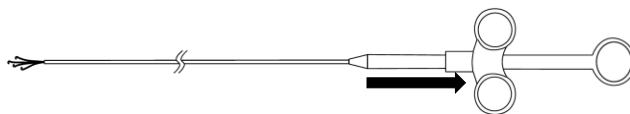


図1

5. 本品の挿入部の外径（2.5mm）が内視鏡の処置具用チャンネルの内径（2.8mm以上）に適合することを確認する。
6. 市販の内視鏡により異物や組織を特定したら、挿入部の先端が内視鏡で確認できるまで、短いストロークで5.の本品を内視鏡の処置具用チャンネル内に押し進めていく。
7. スライダーが止まるまで前にスライドさせて、本品の把持部を開く（図2）。

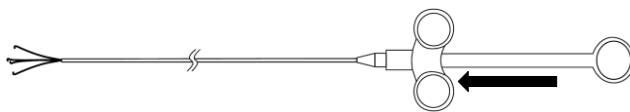


図2

8. 異物や組織に本品の把持部を被せてから、スライダーが止まるまで手元側にスライダーを引き込んで、異物や組織を把持する（図1）。把持部の閉じた状態を保つためにスライダーにトラクションをかけ続けておく。
9. 異物や組織が内視鏡の視野から消えないように、本品の先端が

内視鏡で確認できる状態を保ちながら、内視鏡とともに本品を患者から抜去する。スライダーを前にスライドさせて、本品から回収された異物や組織を放す（図2）。市販のオーバーチューブを併用している場合は、内視鏡と本品を患者から抜去してから、オーバーチューブを抜去する。

10. 回収操作が完了したら、内視鏡から本品を抜去する。

【使用方法に関連する注意】

- ・内腔が完全に塞がっているような場合に、視野が確保できない状態で本品を無理に閉塞部の先に挿入しようとししないこと。
- ・把持部を開いたとき（図2）、把持部が完全に開いていることを内視鏡により確認すること。
- ・以下に例示する場合には、本品の機能を十分に発揮することができないおそれがあるため注意すること。
 - (1) 極端に曲げた内視鏡内に本品を挿入し、把持部を開こうとする場合
 - (2) 本品を極端に曲げた状態で操作しようとする場合
 - (3) ハンドルが挿入部に対して鋭角となっている状態で本品を操作しようとする場合
- ・対象とする異物や組織を把持するときには、対象外の組織や器官を誤って把持しないように注意して行うこと。
- ・異物や組織の回収中は、スライダーに常にトラクションをかけ続けておくこと。[異物や組織の把持がゆるんだり、外れたりして、気管内に誤嚥してしまうおそれがある。]
- ・異物や組織の回収に最適な方法は、異物や組織の種類または回収時の臨床条件（異物・組織の位置、硬さ、大きさ、身体構造、狭窄や潰瘍などの疾患など）により異なる。

【保管方法及び有効期間等】

*【保管の条件】

- ・水濡れに注意し、直射日光及び高温多湿を避けて保存すること。

【有効期間】

- ・包装の使用期限欄を参照 [自己認証による]。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

■製造販売業者

株式会社ジェイエスエス

大阪市中央区道修町1-6-7 TEL: 06-6222-3751

■外国製造業者

ユーエスエンドスコーピーグループ インク

(U.S. Endoscopy Group Inc.)

アメリカ